

## 上之保ふれあいのまちづくり推進委員会規約

(名称)

第1条 本会は、上之保ふれあいのまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 委員会の事務所は、関市上之保15110番地1 上之保生涯学習センター（以下「センター」という。）に置く。

(目的)

第3条 委員会は、上之保地域の住民、団体及び事業者の自主的な参画と協力により、個性と活力あふれる地域を創造し、誇りと生きがいを持ち、明るく楽しくいつまでも暮らし続けられる上之保をつくることを目的とする。

(活動)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため「上之保地域振興計画」に基づいた次に掲げる活動を行う。

- (1) 情報発信、広報及び住民周知に関する活動
- (2) 高齢者の生きがいづくり、子育て支援青少年育成に関する活動
- (3) 暮らしの安心安全を守る活動
- (4) 地域文化の継に関する活動
- (5) スポーツ・健康づくりに関する活動
- (6) 地域活性化及び交流人口の増加に関する活動
- (7) 地域産業の活性化に関する活動
- (8) センターの管理運営に関する業務
- (9) その他目的達成のために必要な活動

(活動の実施)

第5条 前条の活動は、第3条の趣旨に賛同するもので、次に掲げる個人又は団体の協力や連携をもって実施する。

- (1) 上之保地域に居住する住民
- (2) 上之保地域で活動する団体
- (3) 上之保地域で事業を行う個人並びに法人
- (4) その他委員長が認めた者

(役員)

第6条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 部会長 5名
- (4) 副部会長 5名
- (5) 監事 2名
- (6) 顧問 1名

(選任)

第7条 委員長、副委員長及び監事は総会において選任する。

- 2 部会長及び副部会長は、各部会において互選し、総会で承認する。
- 3 委員長は、執行部会の同意を得て、顧問を置くことができる。

(職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- (3) 部会長は、部会を代表し、部会の活動を統括する。
- (4) 副部会長は、部会長を補佐する。
- (5) 監事は、委員会の会計及び財産状況を監査し総会に報告する。
- (6) 顧問は、委員長の要請により、会議及び活動に参画する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、新任の役員が選任されていない場合には、任期末日後最初の総会が終結するまでその任期に伸長する。
- 3 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職員)

第10条 委員会に事務局長及び事務局次長その他の職員を置く。

- 2 事務局長は、委員長の命を受けて会務を掌理する。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し会務を執行する。
- 4 職員は、委員長が任免し会の事務に従事する。

(総会)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、役員及び部会員をもって構成する。

- 2 定期総会は年度当初、臨時総会は必要に応じて開催し、委員長が招集する。
- 3 総会は、次に掲げるの事項を議決する。
  - (1) 規約の制定及び改廃
  - (2) 活動計画及び予算の決定
  - (3) 活動報告及び決算の承認
  - (4) 役員の選任又は解任に関する事項
  - (5) 委員会の解散に関する事項
  - (6) 上之保地域振興計画の策定及び変更
  - (7) その他運営に関する重要事項
- 4 総会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 5 総会は、役員及び部会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した委員は出席とみなす。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(執行部会)

第12条 執行部会は、委員長、副委員長、部会長、顧問及び事務局長をもって構成する。

- 2 委員長が必要と認めた場合は、関市職員、集落支援員及び事務局職員の出席を求めることができる。
- 3 執行部会の会議は、委員長が招集する。
- 4 執行部会の権能は、次のとおりとする。
  - (1) 総会に付議すべき議案の調整
  - (2) 部会の活動に関する助言
  - (3) 事務局の業務に関する助言
  - (4) 上之保の地域振興に関し必要な活動の検討

(5) その他委員会の活動全般に関する助言

5 執行部会の会議の議長は副委員長がこれにあたる。

6 執行部会は、当該会議に出席すべき役員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第13条 委員会に、次に関する部会を置き、第4条に掲げる活動及び活動に関する企画を行う。

(1) 広報に関する部会

(2) 地域づくりに関する部会

(3) 地域福祉に関する部会

(4) スポーツ・健康に関する部会

(5) 産業振興に関する部会

2 部会の名称は、各部会において定めることができる。

3 部会の会議は、部会長が招集する。

4 部会の会議の議長は、部会長がこれにあたる。

5 部会は、出席すべき部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 部会の部会員は別表1のとおりとする。

7 各部会員は、自ら所属する団体等の構成員へ部会の活動を周知するものとする。

8 部会の活動は、部会員の所属団体の会員、上之保地内の住民など広く参加者を募り実施する。

9 各々の部会は、相互に連携し協力して活動を行うものとする。

(活動計画及び予算)

第14条 部会長は、活動計画及び収支予算について、翌年度開始前までに、執行部会へ提出しなければならない。

2 執行部会は、前項に規定する活動計画及び収支予算について協議し、総会に付議するものとする。

(活動実績と評価)

第15条 部会長及び事務局長は、年度終了後、速やかに活動実績を執行部会及び監事に報告しなければならない。

2 執行部会は、前項に規定する活動実績の報告を受け、翌年度以降の委員会の活動に関して提言を行う。

3 部会長及び事務局長は、前項に規定する提言を受け、活動又は業務を改善しなければならない。

4 監事は、部会の活動を評価し、総会に報告しなければならない。

(活動の公表及び意見聴収)

第16条 委員会は、活動計画及び活動実績を広く住民に公表しなければならない。

2 委員会は、第4条の活動に関して、広く住民の意見を聴くものとする。

(資産の管理)

第17条 委員会の資産は、事務局長が管理する。

(会計年度)

第18条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 委員会の経費は、委託料・補助金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(細則)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 上之保ふれあいのまちづくり推進委員会会則（平成21年4月21日制定）は、平成26年3月31日をもって廃止する。